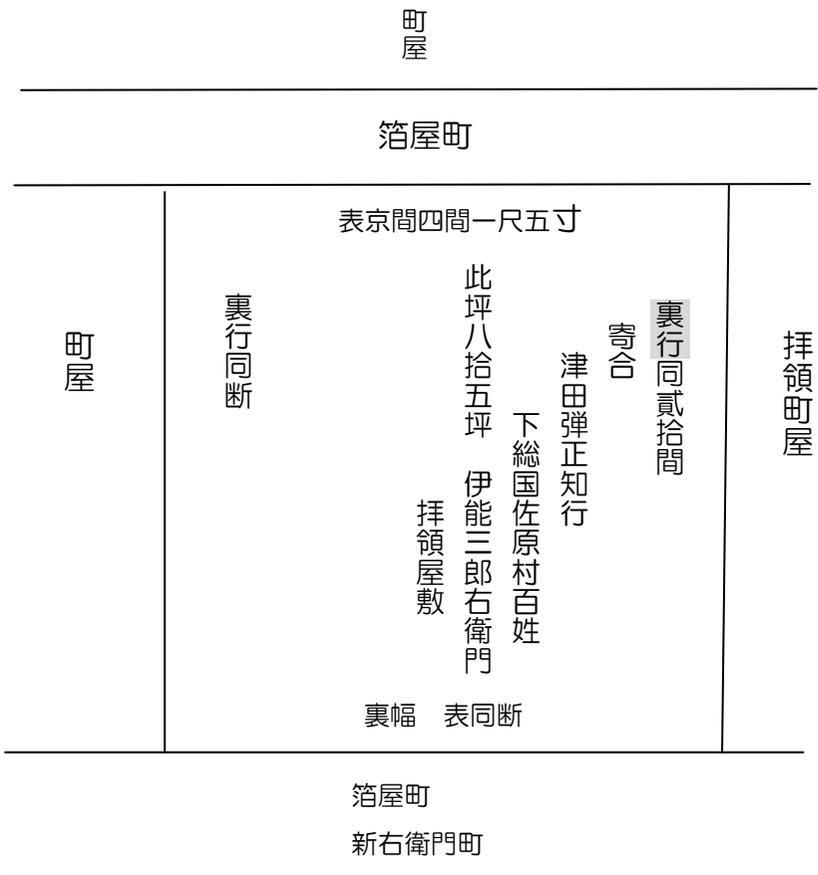


伊能忠敬拝領屋敷のその後

解説文

史料A 拝領屋敷請取届



・裏行 奥行き

箔屋町御預地の内、此度拙者拝領被仰付候に付、
今日各方御出、間数・坪数御改被成御渡、右御絵圖面
傍示杭の通無相違請取申候、為後日依如件

文政四巳年九月廿二日 寄合

津田弾正知行

下総国佐原村百姓

請取人 伊能三郎右衛門

高橋作左衛門手附下役

立合 下河邊政五郎

仁杉五郎八 殿

尾崎吉太郎 殿

町年寄衆中

樽屋三右衛門殿

・一八二二年

- ・南町奉行所与力
- ・北町奉行所与力

・町役人地割役

史料B 伊能拝領屋敷のその後

天保六末年十二月

伊能三郎右衛門へ被下候御扶持方町屋敷

の儀に付、天文方願書御下げ調一件

B1 天文方からの歎願書

天保六末年十一月八日、林肥後守殿、石川藤右衛門

を以御渡、御勘定奉行打合可申上旨被仰聞候に付、

喜多村彦右衛門へ下之

伊能三郎右衛門へ被下候御扶持方町屋敷之儀に付
奉願候書付

吉田 勇太郎

山路弥左衛門

吉田四郎三郎

右三郎右衛門祖父・伊能勘ヶ由儀、浪人の節、

去る寛政十二申年、蝦夷地為測量御用

罷越候以来、年々東国・北国筋へ罷越、帰

府の都度々、地図取調差上候処、文化元

子年、既に東国筋測量全備仕候に付、一圖に

仕立奉差上候處、同年九月六日被遊

上覧、同月十日、同人儀、国々測量御用

骨折相勤候以後も、右筋の御用被仰付候

に付、拾人扶持被下、小普請組被仰付旨、於焼

火の間被仰渡、同二丑年、西国筋為測量

・一八三五年

・忠英 家斉の寵臣、
若年寄・伊能忠敬の孫、後継
者

・天文方役人

・伊能忠敬 旧名

・一八〇〇年

・一八〇四年

御用罷越、同六巳年中、帰りの節、地図取調并
日本輿地図稿仕立奉差上、又候西国筋へ
罷越、同十三子年迄に西国筋并伊豆国嶋々
等不残測量相済候に付、伺の通日本惣図
仕立候様被仰渡、同年御府内実測図
仕立奉差上、夫より輿地全図取調に相掛り、文政
四巳年迄都合貳拾貳ヶ年、地図取調罷在、同
年七月実測輿地図三拾三卷共七箱、附録
拾四冊巻箱出来に付、高橋作左衛門より奉差上
候處、同年九月四日、勘ヶ由儀病死仕候、然処
同月十六日、祖父・伊能勘ヶ由儀、多年測量
御用相勤め、度々遠国へ罷越、此度実測地図
出来仕、遠境辺土迄廻歴致し、年来格別
骨折候に付、相應の御賞も可有之処、病死
仕候、依之三郎右衛門へ御扶持方五人扶持并
箔屋町おゐて八拾五坪町屋敷被下之、
永の帯刀可仕候、且亦三郎右衛門儀も測量
術心懸ヶ候由、此後無油断相励、於在所
御用をも可相勤旨被仰渡、同年十二月廿六日
高橋作左衛門当分手附被仰渡、相勤罷在候
處、翌年年十二月朔日、手附当分手伝差免
歸村申付、先達て御達の通、於在所御用をも

相勤、折々は出府仕、御用相弁候様被仰渡、
於在所測量仕罷在候處、去辰十二月廿九日
病死仕候、右三郎右衛門倅駒吉儀、当巳拾三歳に
罷成、未幼年の義には御座候得共、父祖の
遺書并測量の器物等も其儘存在罷在
候儀、何卒乍幼年曾祖父・父の志を継、御用
をも相勤申度存念に見込候間、打寄幾重にも
曆学稽古為相励、御用立候様引立申度、
此度駒吉儀幼年に付、御扶持方町屋敷も
被召上候様相成候ては、勘解由儀二十二ヶ年
の間、国々海辺嶋々・蝦夷地迄も険（山へん）阻艱
苦を凌ぎ身命を抛、丹精仕候儀、一時に消却可仕
哉と一同相歎罷在候間、何卒三郎右衛門へ被下候
御扶持方町屋敷共、駒吉へ被下候様奉願候
旨私共迄、三郎右衛門親類共申聞候、右勘解ケ由儀
前文の通、格別の勤功も有之、駒吉儀曾
祖父・父の志を継、御用をも相勤申度趣も
御座候間、可罷成候儀に御座候はゞ是まで三郎右衛門へ
被下候御扶持方町屋敷共、其儘駒吉へ被下
置候様於私共奉願候、以上

巳五月

吉田 勇太郎

山路弥左衛門

吉田四郎三郎

B2 B2 町奉行と勘定奉行の書簡往復

天保六末年十二月朔日明楽飛騨守へ達す
同月廿四日挨拶下ヶ札付筒井伊賀守受取
差越す

御勘定奉行衆

榊原主計頭

測量御用相勤め候下総国佐原村伊能三郎右衛門
儀、去る辰年病死致し候処、同人倅駒吉儀、
去々已拾三歳に罷成、幼年には候得共、測
量器物も有之、父祖の志を継、御用
相勤申度存念に有之、三郎右衛門へ被下置候
御扶持方町屋敷共、被召上候ては、父祖の
勤功も一時に消却可致哉、親類一同相歎
候旨、依之何卒御扶持方町屋敷共其儘
駒吉へ被下置候様致し度段、天文方相
願申候書面、去月八日、肥後守殿、石川藤右衛門を以
御勘定奉行打合可申上旨被仰聞、御下ヶ被成
候に付、取調候処、当時無役にて町屋敷拝領
罷在候者近例、寛政四子年正月中、南茅場
町石橋弥兵衛儀、窮民御救差加上金致し
候處、為御褒美、永の苗字御免被仰付、
同七卯年中、米方御用達被仰付、同十午

年五月中病死、引続倅弥兵衛儀、粃白米
等買入御用数年相勤候内、中には損金引
受、又は利潤上納等致し候儀度々有之、格
別骨折候に付、文化三寅年中、神田小泉町
にて五百弍拾六坪余の町屋敷被下置、御勘定
所御用達被仰付、御扶持方三人扶持被下置、
文政三辰年迄拾五年相勤、同年四月中
病死致し、猶又倅栄蔵儀、文化十四年
十月中御勘定所御用達見習被仰付候処、
文政八酉年中御用達御免奉願、御扶持
方は被召上候得共、町屋敷の義は引続
今以拝領罷在候間、伊能駒吉儀、父祖の
勤功も有之、殊更曆学稽古為相励、御
用立候様引立申度旨、天文方より相願候儀
に付、旁其儘拝領致し候ても可然哉、併
支配違の者の儀、取極候儀も厭申上段
可申上と存候、依之御下ヶ書面相添、此段
為御打合せと及掛合候

未十二月

下げ札

御書面伊能二郎右衛門病死、倅駒吉へ
御扶持方町屋敷等被下候儀、天文方相

(続く)

願候書面、貴様へ御下ケ、御沙汰の趣を以
御取調御掛合の趣、一覽の上、勘弁致し
候處、駒吉儀、当未拾五歳にて、未だ若年
には候得共、測量器物も有之、父祖の
志を継、相勤申度存念の趣は奇特の
儀には候得共、未だ測量御用相勤候儀も
無之上は、父三郎右衛門同様、御扶持方町
屋敷共被下置候儀は不相当にも可有
候哉に付、町屋敷は是迄の通被下、追て
測量御用、父三郎右衛門同様相勤候は、
其砌より御扶持方被下候方には有之
間敷哉、今一変御勘弁御座候様致度、
尤御扶持方米は、森寛蔵御代官所
下総国置米の内を以相渡来候處、去る
辰年十二月中、三郎右衛門病死致し候後
相渡不申候間、右の趣御打合迄に申遣、
別紙書付相添返却、此段御相談旁
及御挨拶候

未十二月

土方出雲守

明樂飛騨守

未十二月廿七日達す

御下ケ札の趣承知いたし、被御申聞候趣
勘弁いたし、別紙申上前案取調候間、
為御相談掛御目申候、御存寄の程被御
申聞候様存候

未十二月

榊原主計頭

未十二月廿八日受取

御耳下ケ札の趣、御別紙一覽いたし候、
右は御取調の趣にて存寄無之、則被遣候
御別紙致返却、此段及御挨拶候

未十二月

明楽飛騨守

B3 勘定奉行から若年寄への書簡

天保六未年十二月廿九日、林肥後守殿へ石川藤右衛門
の處、林阿弥を以上る

榊原主計頭

測量御用相勤候下総国佐原村伊能三郎右衛門
儀、去る辰年病死致し候處、同人倅駒吉儀、
去々巳拾三歳に罷成幼年には候得共、測量

器物も有之、父祖の志を継、御用相勤申度
存念に有之、三郎右衛門へ被下置候御扶持方町
屋敷とも被
召上候ては、父祖の勤功も一時に消却可致哉、
親類一同相歎候旨、依之何卒御扶持方町
屋敷とも其儘駒吉へ被下置候様致し度段、
天文方相願申候書面、去月八日被下被成
御勘定奉行打合取調可申上旨被仰聞候
に付、則取調候處、当時無役にて町屋敷拝領
罷在候もの近例、寛政四子年正月申中、
南茅場町石橋弥兵衛儀、窮民御救
差加上金いたし候處、為御褒美、永の苗字
御免被仰付、同七卯年中、米方御用達
被仰付、同十年五月中病死、引続倅
弥兵衛儀、粃白米等買入御用数年相勤
候内、中には損金引受、又は利潤上納等致し
候儀度々有之、格別骨折候に付、文化三寅
年中、神田小泉町にて五百弍拾六坪余の
町屋敷被下置、御勘定所御用達被仰付、
御扶持方三人扶持被下置、文政三辰年迄拾五ヶ
年相勤、同年四月中病死いたし、猶又倅
栄蔵儀、文化十酉年十月中、御勘定所
御用達見習被仰付候處、文政八酉年中

御用達御免奉願、御扶持方は被
召上候得とも、町屋敷の義は引続今以拝
領寵在候間、伊能駒吉儀、父祖の勤功も
有之、殊更曆学稽古為相励、御用立候
様引立申度旨、天文方より相願候儀に付、町屋
敷は是迄の通被下、御扶持方の儀は追而
測量御用、父三郎右衛門同様相勤候はば、其砌より
被下候方に可有之哉、尤御勘定奉行打合候處
駒吉儀、父祖の志を継、相勤申度存念の趣
は奇特の儀には候得共、未だ測量御用相勤
候儀にも無之上は、父三郎右衛門同様、御扶持方
町屋敷共被下置候儀は不相当にも可有之哉、
殊に御扶持方の儀は、去る辰年、三郎右衛門病死
後相渡不申候旨、土方出雲守・明楽飛騨守
申聞候、然る上は、御扶持方は上り、町屋敷の儀は
其儘拝領被仰付候て可然哉に奉存候
右御勘定奉行打合取調候趣、書面の通に
御座候、則御下ヶ被成候書付書通返上仕、此段
申上候、以上

未十二月

榊原主計頭

B4 江戸町役人の書簡

天保七申年正月 喜多村彦右衛門差出す

伊能三郎右衛門拝領地の儀に付申上候書付
喜多村彦右衛門

上総国佐原村百姓伊能三郎右衛門拝領町
屋敷、倅駒吉へ引続拝領被仰付度段
其筋より相願、先達而取調被仰渡、則御
勘定所御用達石橋弥兵衛倅米蔵、当時
無役にて、引続町屋敷頂戴仕居候類例申上
置候處、右米蔵儀、御勘定所御用達御免に
相成候砌以来、無役にては其儘被
下置候段の被仰渡、又は地渡等の手續無
之哉御尋に御座候處、右は御用達御免相願
候に付、御扶持方は被召上候得とも、町屋敷の
儀は其儘拝領仕居候儀にて、外に其節の
取計相見不申、尤前書三郎右衛門拝領地
の儀も、弥引続駒吉へ拝領被仰付候共、
改め地受取渡にも及申間敷、其儘駒吉拝
領仕候段、為心得所へ申渡置候迄にて、外に
取計方無御座候哉に奉存候、依之此段
申上候、以上

申正月

喜多村彦右衛門

B5 領主津田鉄太郎書簡

寄合

津田鉄太郎

拙者知行所下総國香取郡佐原村

百姓伊能駒吉父三郎右衛門へ先年御扶持

方并町屋敷被下置候處、右三郎右衛門、死

去に付、御扶持方は上り、町屋敷は其俣被

下置候旨、去十二月廿九日、林肥後守殿被

仰渡候、則別紙御書付写致進達候、宜御

差圖可被下候、此段御使者御届申候、以上

正月三日

寄合

津田鉄太郎

B6 伊能駒吉への申渡

申正月三日

下総國香取郡佐原村百姓

伊能駒吉

右父三郎右衛門へ、先年御扶持方并町屋

敷被下置候處、三郎右衛門死去の事に付、

御扶持方は上り候、町屋敷は其儘被下候間、

其段可被申付候、尤町奉行、御勘定奉行

天文方可被談候